

## 専決処分の報告及び承認を求めることについて

(島根県後期高齢者医療広域連合職員の旅費に関する条例等の一部改正)

### 1 改正要旨

国家公務員等の旅費に関する法律の改正に準じて、旅費の種目、内容及び支給対象等の見直しを行うほか、旅費の適正な支出を図るための規定を整備するもの。

### 2 改正内容

#### (1) 旅費の種目及び内容の見直し

旅行に要する実費を支給するためのものとして、その計算に必要な種目及び内容に係る規定を改めるもの。

#### (2) 旅費の支給対象の見直し

ア 旅行命令権者が認める場合には、住所、居所その他旅行命令権者が認める場所から旅行することができることとするもの。

イ 旅行役務提供者（旅行業者等）に対し、旅費に相当する金額を直接支払うことを可能とするもの。

#### (3) 旅費の適正な支出の確保

旅行者又は旅行役務提供者が、条例又は規則の規定に違反して旅費等の支払いを受けた場合には、当該旅費等を返納させることとするもの。

#### (4) 題名の改正

島根県後期高齢者医療広域連合参考人等に対する費用弁償支給条例に定める規定を「島根県後期高齢者医療広域連合職員の旅費に関する条例」に規定し、条例の名称を「島根県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例」に改めるもの。

なお、島根県後期高齢者医療広域連合参考人等に対する費用弁償支給  
条例は廃止する。

(5) 文言整理

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

4 その他

条例の題名を改正することに伴い、本条例を引用する次の 4 条例を改正するもの。

(1) 島根県後期高齢者医療広域連合議会の議員の費用弁償に関する条例

(2) 島根県後期高齢者医療広域連合長及び副広域連合長の費用弁償に関する  
条例

(3) 島根県後期高齢者医療広域連合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する  
条例

(4) 島根県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に  
関する条例